

北九州市働く世代の健康づくり推進会議「普及啓発部会」運営要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、「北九州市働く世代の健康づくり推進会議（以下、「会議」という。）」開催要綱第5条の規定に基づき設置する「普及啓発部会（以下、「部会」という。）」に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 部会は、就労世代の健康状態の改善を図るため、健康づくり及び健康経営の普及啓発に関する検討を行い実践につなげることを目的とする。

（所掌事務）

第3条 部会は、次に掲げる事項を検討・実践する。

- (1) 各種健診の受診促進及び健康経営の推進に関する普及啓発の効果的な実施
- (2) その他、就労世代の健康づくりの普及啓発に関すること

（構成員）

第4条 部会は構成員 20 人以内で組織する。

2 構成員は、会議要綱第5条第2項の規定に基づき、健康づくり活動を実践している民間事業所の中から事務局が指名した者をもって構成する。

3 構成員が欠けた場合は補欠構成員を置くことができる。

（任期）

第5条 構成員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、構成員が欠けた場合における補欠構成員の任期は、前任者の残任期期間とする。

（解任）

第6条 事務局は、構成員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解任することができる。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団もしくは同条第6号に規定する暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者であることが判明した場合
- (2) その他構成員であることが不適当と事務局が認めた場合

（部会の公開等）

第7条 部会は原則として非公開とする。

(招集)

第8条 部会は、必要に応じて事務局が招集する。

(意見の聴取)

第9条 部会は、必要に応じて関係者の出席を求め意見を聞くことができる。

(責務)

第10条 構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(事務局)

第11条 部会の運営及び事務処理を務める事務局を北九州市保健福祉局健康医療部健康推進課に置く。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、事務局が定める。

付 則

1 この要綱は、令和7年5月27日から施行する。